

## 公益財団法人立川市地域文化振興財団どこでもステージ事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人立川市地域文化振興財団（以下「財団」という。）の定款第4条第1項第2号に基づき、文化芸術活動の普及に資する事業として、どこでもステージ事業（以下「事業」という。）を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (条件)

第2条 事業は、財団又は立川市内の市民の組織及び団体（以下「団体等」という。）が行う文化芸術活動の普及に資するもので、音楽、演劇、古典芸能等の公演事業とする。ただし、宗教的、政治的活動とみなされるものは除くものとする。

2 事業の実施回数については年に1団体1事業を原則とする。ただし、財団が自主的に実施するものや財団が団体等に働きかけを行い、文化芸術活動の普及に資することができると思われる場合は、この限りではない。

3 事業は、次の各号に定める条件を全て満たすものとする。

- (1) 一般市民を対象とする公開性のあるもの
- (2) 文化芸術活動の普及に資するもの

### (内容)

第3条 財団が団体等に支援及び提供できる項目は、次の各号に掲げるものとし、財団と団体等が協議の上、決定するものとする。

- (1) 出演者に関すること
- (2) 公演の運営に関すること
- (3) 情報紙及びホームページなどによる広報・宣伝に関すること
- (4) その他、必要と認められること

### (申請)

第4条 事業の実施を希望する団体等は、どこでもステージ事業申請書（別紙様式）により申請するものとする。ただし、財団が自主的に実施する事業又は財団が団体等に働きかけを行い実施する事業については、この限りではない。

### 附 則（平成23年4月12日理事長決裁）

1 この要綱は、平成23年4月13日から施行する。

2 財団法人立川市地域文化振興財団コミュニティ・ステージ助成・援助事業実施要綱は、廃止する。